

○1番菊地葉子君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党の菊地葉子です。

質問に先立ちまして、8月に、北海道の各地に過去最大規模の甚大な被害をもたらした台風、大雨によりお亡くなりになられた方々へ、衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々へ、心からお見舞い申し上げます。

また、現在も行方不明となっている方の一刻も早い救出を心よりお祈り申し上げます。

それでは、日本共産党道議団を代表して、知事に質問いたします。

初めに、知事の政治姿勢に関して、まず、台風、大雨による被害への対策についてです。

8月に、観測史上、初めて、北海道に四つの台風が連続して上陸、接近したことなどにより、堤防や河川が決壊し、4名のとうとい人命が失われ、いまだに2名の行方不明の方の懸命な捜索が続けられています。

市街地や農地などの産業基盤が壊され、かつて経験したことのない大規模で深刻な被害を受けました。

日本共産党道議団は、南富良野町を初め、上川、十勝、北見、日高などの被災地や被災現場を調査し、その甚大な被害を目の当たりにして、直ちに、道と国に対して繰り返し対策を求めてきました。

国は、このたびの台風7号、11号、9号及び10号による一連の災害について、先週の16日に激甚災害の指定を決めました。

知事は、台風13号から変わった低気圧による被害を含め、このたびの災害の甚大さをどう受けとめ、今後、どのように取り組んでいかれるのか、伺います。

今回の公共土木施設の被害を受け、道としても復旧に全力を傾注すべきと考えますが、いかがですか。

8月の台風・大雨被害は、国管理、道管理の河川や堤防が決壊し、橋が落ちており、想定していないエリアにも浸水するなど、これまでの想定を超えた局所的な豪雨災害となっています。

こうした災害に対応していくために、浸水想定区域の見直しや、土砂災害警戒区域等の指定を加速させていく必要があると考えますが、いかがですか。

台風7号、11号、9号により、旭川市や美瑛町では、道管理の中小河川が氾濫し、橋の崩落や道路の陥没、流木による樋門のトラブルに伴う農地の冠水など、道内の75もの河川で氾濫が起っていました。

知事は、2006年以降、道管理河川における環境維持補修費のうち、川の掘削、伐木、樋門の操作、点検などに要する道の予算を、およそ6億5000万円からおよそ3億円に半減させています。

日常の河川の管理に要する予算確保と事業実施が不十分だったのではないですか。予算を増額し、日常的管理と安全確保を図るべきではないですか。

また、命を守る公共物としての堤防や橋についても、劣化・更新状況を検証すべきです。

財源がないなどと言っている場合ではありません。河川の整備に真剣に取り組むべきです。いかがですか。

また、新得町では、道路の通行どめの指示が聞こえないほどの豪雨が襲い、家が流され、橋が流され、交通網が寸断されたことにより、とうとい人命が失われる事態となりました。

通行どめのあり方や監視のあり方などについて、知事は、どのように問題を認識し、検証していこうとするのか、伺います。

河川の氾濫により、農地に砂利が流入し、畑も崩壊するなど、1464カ所もの農地が被災しました。復旧が来年の作付に間に合うのか、被害の大小にかかわらず、懸念が広がっています。

南富良野町のニンジン加工施設やポテトチップス加工場などの農業用施設、ホタテ養殖施設や林道の被害など、多岐にわたる産業基盤の被災に知事はどう対応しようとするのか、伺います。

また、今後、復旧に時間がかかる場合は、食品加工業や観光業、輸出など、道内の経済全体に影響が波及すると考えますが、知事は、どのように把握し、対応されるのか。金融支援とともに、消費税や道税の納税猶予、グループ補助金等も検討すべきと考えますが、いかがですか。

南富良野町の避難所になっていた保健福祉センターなどで、何人もの住民の方々から、命の危険を感じたとお聞きしました。

空知川の堤防が決壊し、一夜にして氾濫した川の水が幾寅市街を直撃し、まちじゅうを濁流のみ込みました。土砂崩れと道路の崩壊、車や車庫などが流されるほどの水流の物すごさで、診療所も大きな被害を受けました。

避難先の保健福祉センターからロープを伝って学校に再避難せざるを得なかったということですが、人的被害がなかったのは奇跡的と言えます。

また、エリアメールが発信されず、必要な避難情報が伝わらなかったとも聞きますが、早目の避難、要援護者などの受け入れ先の確保などについて検証すべきではないでしょうか。知事は、どのように検証し、見直していこうとするのか、伺います。

国道と道道の合わせて101路線、128区間が通行どめとなり、JRも運行できなくなり、十勝は一時孤立し、北見の農産物の輸送にも大きな影響が出ています。JRの代替としての帯広や釧路からの都市間バスは、増便しても満員でした。

JR北海道が計画している廃線の先取り状態であり、そうなれば、道内の地方交通がどれだけダメージを受けるかをまざまざと実感するものです。

JRの早期復旧と、これまでも課題とされてきたJR日高線の早期復旧も含め、今後の路線継続の必要性について、知事は、どう認識し、今後、どう取り組もうとするのか、伺います。

次に、原発・エネルギー政策についてです。

鹿児島県の三反園新知事が、九州電力に、2度にわたり、川内原発を一旦停止させて、早急に再点検、再検証すべきと求めたのに対し、九州電力の瓜生社長は、応じないと拒否しました。

川内原発の一時停止を公約に掲げ、現職を大差で破って当選した県知事の要請は非常に重いものがあると思います。

今後、泊原発の再稼働への対応が問われる高橋知事は、三反園知事の言動をどう受けとめるか、伺います。

北海道や国の関係機関でつくる泊地域原子力防災協議会が、北海道電力泊原発の事故に備えた、半径30キロメートル圏内の住民の避難計画を取りまとめました。

国は、要援護者や住民の屋内退避施設については放射線防護の強化が必要と言ってきたにもかかわらず、暴風雪警報発令時には、PAZ圏内の住民でさえ、自宅での屋内退避を求める内容となっています。

我が党は、かねてから、UPZ圏内の住民に対して、放射性物質の放出が確認されてからの避難指示は、被曝ありきの避難計画と指摘してきましたが、このたびの避難計画はさらに後退するものであり、住民の安全を守る内容からはほど遠いものです。

積雪寒冷の北海道で、とりわけ厳冬期に住民の安全を確保できる計画だと知事はお考えですか。

北海道は、相次ぐ台風と前線の影響で記録的な豪雨に見舞われ、河川の決壊や氾濫による甚大な被害が各地に及びました。特に、交通インフラも寸断され、集落の孤立をもたらしました。こうした災害が泊原発の立地地域に及ばないという保証はありません。

複合災害により避難経路が断たれることはこれまでも指摘してきましたが、今回の災害に照らしてみても、避難経路を確保できるとお考えですか。

北海道新聞のアンケートでも、後志管内の20市町村のうち、10市町村が、再稼働に関する地元同意の範囲は、泊村など4町村だけではなく、より広げるのが適切と答え、再稼働に明確に賛成を表明したのは3自治体にとどまります。

知事は、これまで、再稼働への同意に関するみずからの姿勢については明らかにしていませんが、住民の安全に知事が責任を果たそうと考えるなら、再稼働はやめるとの立場に立つべきと考えます。知事の見解を伺います。

次に、安全保障法制、いわゆる戦争法による北海道への影響についてです。

北海道の陸上自衛隊を中心とした部隊がPKOで派遣されている南スーダンでは、7月、首都のジュバで激しい戦闘が起き、内戦状態にあると言えます。

現地に要員を派遣しているNGOの幹部は、NGO活動の安全にとって駆けつけ警護は非常に危険と発言しています。

知事は、そのような状況下で自衛隊を派遣し続けてよいとお考えか、見解を伺います。

安倍政権は、8月、安保法制に基づく自衛隊の新任務について、全面的に訓練を開始すると発表しました。

安保法制の制定を強行した直後の昨年9月28日付の自衛隊の内部文書の「陸幕施策等説明」によると、海外への機動展開を想定した国際活動派遣準備訓練や市街地戦闘訓練などを、訓練環境が良好な北海道の利点を最大限活用して実施することが計画されています。

まさに、北海道を海外派兵向けの一大訓練拠点にしようとする計画であり、断固認められません。知事はこれをよしとするのですか、見解を伺います。

次に、TPP批准反対についてです。

TPPについては、これまでも繰り返し指摘してきたように、重要5品目を聖域とすることなく、3割もの品目の関税撤退を押しつけることなど、明らかに国会決議に違反するものです。

一例ですが、乳製品の191品目中31品目が完全に撤廃され、加えて、牛肉の関税も38.5%から9%へ引き下げられることに対し、農業団体や自治体から、酪農家戸数の減少が一層進行するとの声が出ています。知事は、こうした懸念はどう受けとめるのか、伺います。

酪農に限らず、TPPの批准によって、今回被災した道内の農業が打撃を受けることにより、地域の産

業が立ち行かなくなる事態を招いてはなりません。

国会承認を急ぐべきではないと、国に対して強く意見を述べるべきと考えますが、いかがですか。

次に、道の短期貸付金に係る不適切な取り扱い等についてです。

全国の85の自治体において、民間企業で言う粉飾とも言えるような会計操作が行われていることが、昨今、大きく報道されています。

具体的には、自治体が外部団体に対し、運営資金として、年度末の返済を条件に貸し付け、その返済財源について、貸し付けている自治体自身が実質的に手当てしているというもので、関係者の中では、単コロやオーバーナイトと呼ばれています。

このような会計処理は、財政破綻に至った夕張市とほぼ同様で、赤字隠しにつながりかねず、決して許されるものではありません。

そこで伺いますが、これらの会計処理について、知事は、いつの時点から問題があると認識されたのか、また、国の通達も不問にするかのごとく、このような会計処理を続けてきた理由は何なのか、伺います。

こうした会計処理が続いている現状を知事はどう受けとめていますか。

過去にオーバーナイトを行っていた大阪府は、条例を定め、禁止しました。単コロを行っている岡山県も、解消に向けた具体的な取り組みを始めたと聞いています。

知事は、このような会計処理を早急に改善するべきです。いつまでに、どのように是正するおつもりか、はっきりお答えください。

次に、労働委員の選任についてです。

知事は、北海道労働委員会委員の任命に際して、第39期、第40期、第41期と、特定労働団体に労働委員を独占させる偏向任命を繰り返してきました。

7月11日の第41期労働委員裁判の判決では、知事の任命行為について、極めて恣意的で、裁量権の逸脱、濫用に当たると、これまでにない厳しい判決が出されました。

これまで、3度にもわたって、知事の労働委員任命に対する違法判決が出たことについて、知事はどのように受けとめているのか、伺います。

旧労働省が出した労働委員の任命基準は、系統別の構成員数に比例させる原則に加え、産業分野や地域性も十分考慮することとされています。今度の判決では、これらを考慮した選任方法においても、特定労働団体の独占にはなり得ないことも指摘されました。

労働委員会の本旨に照らしても、早期に是正が図られなければなりません。

労働委員会については、これまで、1990年の第29期以来、25年間、13回にわたって特定団体が委員を独占し続けてきました。

知事は、昨年第1回定例会での我が党の質問に対して、判決内容を勘案し、公平公正、適切に対応したいと答弁しています。

これまで長きにわたって続けられてきた異常事態を是正するために、年内に行われる次期労働委員の任命に当たっては、これまでの対応を改める以外に道はないと思いますが、いかがか、伺います。

次に、道民生活に関して、まず、地域医療構想についてです。

全道の21の2次医療圏ごとに地域医療構想調整会議を行ってきましたが、全国一律の計算式による病床削減に疑問の声も上がっています。住民にとって一番大切な、住みなれた地域で暮らし続けるという根本の柱は置き去りにされていると言わざるを得ません。

住民に必要な医療、介護の整備を後回しにしたことは順序が逆と考えますが、知事の認識を伺います。

あわせて、道は、地域医療介護総合確保基金を活用して地域の医療体制を整備するとしていますが、基金の範囲にとどめることなく、道が責任を持って事業化すべきと考えますが、いかがですか。

2025年に必要とされる病床数の推計の根拠として、2013年の入院レセプトからはじき出した入院医療需要なるものを用いていますが、医師・看護師不足から入院病棟を閉鎖しているために、入院したくてもできないとか、地域に脳外科などがいないために、離れた都市部の大病院に入院せざるを得ないという例が多くあります。

2013年のレセプトから計算した入院の数は、決して入院需要と呼べるものではなく、入院の体制が整備されていないもとの入院実数でしかありません。

これを入院需要と呼び、今後のあるべき入院病床を計算する根拠とするのは誤りだと考えますが、見解を伺います。

また、医師・看護師不足による病床閉鎖については復活させたものとして、診療科については適切配置をさせたものとして、今回数値化した入院需要を補正すべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、がん対策等についてです。

北海道がん対策推進計画で掲げる、2017年度までの10年間で、道民のがん死亡率を2005年度対比で20%減少させるという全体目標の達成が非常に厳しい状況であることが明らかになりました。

これまでの対策の延長線上では、抜本的対策以前に、現在の目標すら達成できない極めて深刻な事態です。

知事は、この事実をどう受けとめ、根本から対策を立て直していくために、どのような姿勢をとるのか、伺います。

国立がん研究センターは、受動喫煙が肺がんになるリスクを上げるのは「確実」と、評価を変更しました。同センターの指針の「日本人のためのがん予防法」においても、他人のたばこの煙への対策を、従来の「できるだけ避ける」から「避ける」へと、厳しい表現に改めました。

世界の中で、日本の受動喫煙対策は大変おくれています。とりわけ、肺がん死亡率が全国第1位の本道では、がん対策にかける本気度が試されています。

我が会派は、昨年第4回定例会において、神奈川県や兵庫県で既に施行されている受動喫煙防止条例の制定を知事に求めました。その後、美唄市で、全道では初めて受動喫煙防止条例が制定されました。

民間、行政などの6者協議の枠組みがつくられ、オール北海道の取り組みを進めてきた本道においても、受動喫煙防止条例の制定に向けて幅広く検討を行うべきと考えますが、いかがか、伺います。

また、知事は、実効ある受動喫煙防止対策にどのように取り組むのか、あわせて伺います。

最後に、地方交通等についてです。

本年3月のJR北海道のダイヤ改正による、79本に及ぶ普通列車の減便や駅の廃止、また、駅の無人化などは、沿線住民の通学、通院に困難を引き起こしました。

追い打ちをかけるように、7月29日、JR北海道は、社長記者会見において、持続可能な交通体系のあり方として、利用者の少ない線区の廃止も含めた営業見直しについて沿線自治体と協議したいという方針を発表しました。

沿線自治体の首長からは、慎重な対応を求める声が相次いでおり、知事は、拙速な見直しを避けるよう、JR北海道に求めたとお聞きします。

昨年の第3回定例会で、我が会派の宮川議員の、JR北海道再生推進会議の提言書で言う選択と集中に関する質問に対し、知事は、道内の交通網の維持は不可欠であって、しわ寄せを地域や利用者に押しつけることがあってはならないと発言したと答えています。今まさに、この提言に倣って地方線の切り捨てが進められようとしているのではないですか、知事の認識を伺います。

私は、この間、後志のJR沿線の自治体の首長を訪問し、JR問題についての懇談を重ねてきました。

3月のダイヤ改正による影響を懸念する声とともに、この数年、後志の各地を訪れる観光客、とりわけ外国人観光客にはローカル線の利用が人気であること、また、有珠山の噴火により室蘭本線の運行に支障が出た場合、函館本線が貨物輸送の代替を担う必要性を含め、鉄道存続と利用の拡大への望みが語られ、列車の利便性拡大こそが必要との認識が示されました。

交通機関別の利用者が最も多い鉄道は、道民生活にとっても、地方の再生にとっても欠かせません。

鉄道の維持と改善に向け、北海道が果たすべき役割について、知事の認識を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長遠藤連君 知事高橋はるみ君。

○知事高橋はるみ君（登壇）日本共産党、菊地議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、台風等による大雨災害についてであります。このたびの災害は、四つの台風が次々と上陸、接近するなど、全道各地で記録的な豪雨となり、とうとい命が失われたほか、河川や道路などの社会資本を初め、農林水産業など産業活動にかつてない甚大な被害が生じ、本道においては、近年、他に類を見ない大災害と認識いたします。

このため、道では、一連の災害を一体として激甚災害の指定がされるよう要請を重ねてきたところであり、去る9月16日の閣議において激甚災害の指定が決定されたところでもあります。

道といたしましては、こうした国の支援も最大限活用しながら、地元市町村、関係機関などと緊密に連携を図り、被災地域の一日も早い復旧、復興に向けて、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、河川や道路の管理のあり方などについてであります。道では、北海道インフラ長寿命化計画、公共土木施設の維持管理基本方針に基づき、効率的、効果的な施設整備や維持管理に努めてきています。

今回の災害を踏まえ、樹木の伐採など、河川の維持管理のあり方について、予算の確保を含めて検討してまいります。

また、道路の管理については、地域との連携強化や道路利用者への情報提供などを定めた、異常気象時

における道路管理要領に基づき、パトロールのほか、通行規制を行い、迅速かつ適切な道路管理に努めているところであり、今後とも、今回のような記録的な豪雨も踏まえ、市町村などとの情報共有を含め、関係機関とより一層連携を図り、適切な道路管理に努めてまいる考えであります。

次に、農林水産業被害への対応についてであります。相次ぐ台風等により、全道各地で、河川の氾濫による農地への土砂の流入、作物の冠水、漁港や養殖施設などの被災、森林崩壊による治山施設の損壊、ポテトチップス工場や野菜集出荷施設の浸水など、本道の基幹産業である1次産業に甚大な被害が発生したところあります。

こうした中、私といたしましては、被災された農林漁業者の皆様が今後とも意欲を持って経営を継続できるよう、復旧対策を早急かつ着実に進めていくことが極めて重要であると認識いたします。

このため、1次産業の生産基盤の再生に向け、査定を待たずに応急工事が実施できる査定前着工制度を積極的に活用しながら、農地や農業用施設、漁港、治山施設等の迅速な復旧、さらには各般の経営支援対策に全力で取り組んでまいります。

次に、台風等による被害への対応などについてであります。このたびの台風等により、商工業や観光にも大きな被害が発生しており、工場の操業停止などによる地域経済への影響が懸念されるところであります。

現在、道では、災害により経営に影響を受けている中小企業に対し、災害発生後、速やかに、低利の災害貸し付けを適用するとともに、特別相談室を設置したほか、被災した企業、個人事業主に対する道税の納税猶予や税の減免措置を講じており、消費税についても納税猶予の制度があるところであります。

引き続き、大雨等による商工業や観光への影響の把握に努め、必要な支援を国に要請するとともに、関係機関と連携を密にしながら、中小企業の資金需要や経営相談にきめ細やかに対応するなど、地域の中小企業の復旧、復興に全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、川内原発に関してであります。他県の知事の対応について申し上げる立場にはございませんが、私といたしましては、原発は何よりも安全性の確保が最優先であり、稼働中の原発についても、原子力規制委員会における厳正な保安検査が行われることはもとより、事業者においても、安全性向上に向けた不断の取り組みを行っていくべきと考えております。

次に、原発の再稼働についてであります。国は、エネルギー基本計画において、再稼働については、国が前面に立ち、立地自治体等、関係者の理解と協力を得るよう取り組むとしており、関係自治体の範囲も含め、具体的な手続については国が明確に示すべきものと考えております。

泊発電所については、現在、原子力規制委員会における厳正な審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況にはありませんが、私としては、泊発電所に関して具体的な内容が示された場合には、道議会の御議論などを踏まえながら、適切に対応していかなければならないと考えております。

次に、南スーダンでのPKO活動についてであります。現在、自衛隊の北部方面第7師団を中心とした第10次要員が南スーダンに派遣され、10月末までを計画期間として、PKO活動に当たっているものと承知いたします。

政府においては、いわゆるPKO参加5原則に基づき、現地におけるさまざまな状況を総合的に勘案し

た上で、派遣を継続されていると受けとめており、次期要員の派遣についても、現地の治安情勢等を見きわめた上で、適切に判断されるものと考えております。

次に、T P Pについてであります。T P P交渉の合意に伴う農畜産物の関税削減等により、チーズなどの乳製品や、乳用種が主体の道産牛肉などを初めとして、本道農業への影響が懸念されるところであります。

この合意後、国においては、総合的なT P P関連政策大綱に基づき、経営安定対策や体質強化対策などを盛り込んだT P P関連予算を措置し、道においても、こうした予算を活用しながら、生産性の向上と競争力の強化に向けた施策を推進しているところであります。

今後、国会において、T P Pに関し、さまざまな観点から審議がなされると考えておりますが、農林漁業者や地域の方々の不安、懸念を払拭し、将来にわたり、本道の農林水産業が再生産が可能となり、持続的に発展していくことができるよう、道としても、影響の継続的な把握や分析を行うとともに、引き続き、国に対して確実な予算措置を求め、関連施策の積極的な展開に努めてまいりたいと考えております。

次に、公社等への貸付金に係る対応などについてであります。公社等に対する短期貸付金のうち、毎年度、継続的に貸し付けが行われ、その返済が出納整理期間に行われるものについては、国から、不適切な財政運営であるとの指摘を受けているところであります。道においては、住宅供給公社への貸付金がこれに該当することから、その見直しに取り組んでいかなければならないと考えております。

このため、道といたしましては、他県の見直し事例を参考にし、道財政への影響なども考慮しながら、長期貸付金への転換など、その解消に向けた手法について、来年度の予算編成に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

また、こうした検討や見直しにまずは取り組みつつ、毎年度の返済が年度内に行われている短期貸付金についても、他にとり得る手段がないか、検討してまいります。

次に、労働者委員の任命に係る判決についてであります。今回の訴訟においては、原告には法律上保護すべき利益がないなどとして、訴えが退けられており、基本的には道の主張が認められたものと認識しておりますが、判決理由の中で、「本件任命処分は、（中略）労組法上の推薦制度の趣旨を没却するものとして、裁量権の逸脱、濫用にあたる」と指摘されており、一部、道の主張が認められなかったことは残念に思っております。

次に、今後の対応についてであります。道といたしましては、これまでも適切に委員を任命してきたと考えておりますが、次期労働者委員の選任に当たっては、関係法令の趣旨及び労働委員会が果たすべき役割を踏まえるとともに、このたびの判決内容などを勘案し、公平公正を旨とし、適切に対応してまいります。

次に、道民生活に関し、まず、がん対策についてであります。本道のがん死亡率は、男性が、目標の20%減少に近づいているものの、女性はほぼ同水準で推移しており、がん対策推進条例等に基づく、がん予防や早期発見・治療など、総合的な取り組みを効果的、効率的に展開していく必要があると考えております。

道といたしましては、条例の基本理念に沿って、行政、保健・医療・福祉関係者、教育関係者、事業者



及び患者など、道民の皆様との適切な役割分担のもと、効果的な対策に取り組んでいかなければならないと考えているところであり、北海道がん対策推進委員会からの御意見や、本年7月に北海道がんサミットを開催した北海道がん対策「六位一体」協議会からの御提言を踏まえながら、より一層、実効性のある対策の推進に努めてまいります。

次に、J R北海道の事業範囲の見直しについてであります。J R北海道においては、極めて厳しい経営状況のもと、徹底した経営改革を進めていかなければならない中であっても、公共交通機関として慎重な対応が求められるところであり、J R北海道再生推進会議の提言にも、安易な路線の休廃止はあってはならず、地域の理解が不可欠との内容が盛り込まれているところでもあります。

去る8月1日に行ったJ R北海道の島田社長との会談では、こうした考え方のもと、私から、事業範囲の見直しを拙速に行うことなく、道や沿線自治体を初め、関係者の意見や地域の実態を十分に踏まえ、慎重に対応するよう強く申し入れを行い、J R北海道の社長からは、公共交通機関としての使命は強く認識しており、地域の皆様に丁寧に相談していきたいとの発言があったところでもあります。

最後に、鉄道網の維持に向けた道の役割についてであります。鉄道は、広大な本道において、道民の皆様のご暮らしや産業経済を支える重要な公共交通機関であり、また、今後、地域における広域周遊観光の促進や、急増するインバウンドの拡大効果を道内全体に広げていくといった観点などからも、重要な役割を果たしていくことが求められると考えているところでもあります。

道といたしましては、J R北海道が、今後、事業範囲の見直しを進めようとする際には、地域のさまざまな実情を踏まえた慎重な対応が必要であると考えているところであり、J R北海道に対し、拙速に見直しを進めることのないよう、引き続き、道を初め、自治体との十分な協議を行うことを強く求めるとともに、地域公共交通検討会議において、鉄道も含めた本道の公共交通ネットワークのあり方に関する議論を加速するなど、地域交通の確保に向け、道としての役割を果たしてまいります。

なお、その他の御質問については、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長遠藤連君 副知事荒川裕生君。

○副知事荒川裕生君（登壇）台風、大雨による被害への対策などについてお答えをいたします。

まず、避難体制についてであります。大規模な災害が発生した場合、高齢者など要配慮者の方々の安全確保を初め、住民の方々の迅速かつ円滑な避難を行うためには、市町村の避難勧告等が適切になされる必要があります。勧告等の発令基準や住民への周知など、避難体制の整備が重要と考えております。

道といたしましては、このたびの大雨災害を踏まえ、避難勧告の発令時期や周知方法など、一連の災害対応や事前の予防対策などについて、防災関係機関の御協力をいただきながら、年内を目途に検証を行い、今後の災害対応に反映してまいります。

次に、鉄道路線の早期復旧などについてであります。一連の台風等により、J R石北線を初め、石勝線や根室線、さらには日高線など、各地の鉄道路線において甚大な被害が発生し、地域の通学や通院といった生活交通への支障はもとより、農産物の輸送や観光面においても深刻な影響が生じているところでもあります。

鉄道は、広大な本道において、道民の皆様の暮らしや産業経済を支える重要な公共交通機関でありますことから、今後ともその役割を果たせるよう、早期の運行再開が強く求められるところであり、道では、一日も早い復旧をJR北海道に求めるとともに、国に対して支援の要請を行ったところであります。

道といたしましては、今後、JR北海道が国の災害復旧事業を活用しようとする際、支援を検討するとともに、河川管理者として、深刻な被害が発生した道管理河川における橋梁等について、早期の復旧に向けた協力、支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、原発・エネルギー政策に関し、まず、住民避難についてであります。原子力災害対策指針において、P A Z圏内の住民避難は放射性物質の放出前に行うこととしておりますが、暴風雪時には、二次災害を回避するため、一旦、屋内退避を行い、視界の確保や避難道路の除雪体制などの状況に応じ、住民の安全確保を最優先に、できるだけ早く避難を行うこととしております。

また、厳冬期における避難に当たりましては、道路管理者は、民間事業者の協力も含め、避難道路の除雪を適切に行い、交通を確保するとともに、必要に応じて自衛隊などの実動組織の支援を得て、対応することとしております。

道といたしましては、今後とも、関係町村や防災関係機関などと連携しながら、厳冬期における対応も含め、さまざまな事態を想定した訓練を繰り返し実施するなど、住民避難が円滑に行えるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、避難経路の確保についてであります。道とUPZ圏内の13町村では、地震や津波などにより基本の避難経路が不通になった場合でも、代替の経路による避難が行えるよう、あらかじめ複数の避難経路を設定しております。

また、これら道路の寸断などにより、陸路での避難が困難となる場合に備え、防災計画では、ヘリポート適地、港湾、漁港の位置のほか、自衛隊などが保有するヘリコプターや船舶の配備状況もあらかじめ把握しており、万一、孤立集落が発生した場合には、自衛隊、警察、消防などの実動組織が、総力を挙げて、それぞれの事態に応じた住民避難を実施することとしております。

次に、安全保障法制の北海道への影響に関し、陸上自衛隊の訓練についてであります。御質問の件に関し、陸上自衛隊北部方面総監部へ問い合わせを行ったところ、国際活動派遣準備訓練及び市街地戦闘訓練などの訓練は、陸上自衛隊に与えられた任務遂行能力を強化するための教育訓練の一環である旨、回答があったところであります。

次に、道民生活に関し、まず、地域医療構想の実現についてであります。このたびの構想は、病床の削減を目的とするものではなく、今後の高齢化の進行による医療のあり方や、人口構造の変化に対応した、バランスのとれた医療提供体制の構築を目指すものであり、地域における医療関係者はもとより、市町村や住民代表の方々など、幅広い関係者の方々による御議論を経て、素案を取りまとめたところであります。

道といたしましては、今後、構想の実現に向けて、道内の21の2次医療圏に設置した地域医療構想調整会議において引き続き議論を進めるとともに、道も負担しております地域医療介護総合確保基金などを活用して支援を行い、地域医療の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、病床数の推計についてであります。地域医療構想における、将来必要となる病床数は、少子・高齢化や地域ごとの人口構造の変化等を踏まえ、今後、急性期や回復期など、どのような区分の医療がどの程度必要なのかという医療の需要を推計したものであり、今後の医療ニーズの変化についての大まかな方向性をお示したものであります。

推計に当たりましては、レセプトデータ等を活用して、各地域の医療ニーズの実態を可能な限り踏まえて推計を行ったところであり、道といたしましては、引き続き、医療関係者はもとより、市町村や住民代表の方々など、地域の関係者と協議を行いながら、地域の実情に即した医療提供体制の構築に取り組んでいく考えであります。

最後に、受動喫煙防止対策についてであります。本道におきましては、喫煙率が依然として高い状況が続いており、道としては、これまで、がん対策推進条例において、事業者に対し、受動喫煙防止対策に努めることを規定しておりますほか、道の健康増進計画やたばこ対策推進計画に基づき、喫煙が及ぼす健康への影響についての普及啓発や、受動喫煙によるリスク軽減対策などを推進してきているところであります。

道といたしましては、今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた国の対策強化の動向を注視いたしますとともに、先進的な取り組み状況等を把握し、北海道たばこ対策連絡協議会の場などを活用しながら、実効性のある受動喫煙防止対策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長遠藤連君 副知事辻泰弘君。

○副知事辻泰弘君（登壇）台風、大雨による被害への対策などについてお答えします。

まず、公共土木施設などの災害復旧についてであります。このたびの大雨では、全道におきまして甚大な被害が発生し、北海道の主要な産業である農業でも大きな影響が生じており、施設被害が発生した箇所では、その拡大を防止するため、速やかに、必要な応急工事を実施したところであります。

また、被災後、直ちに現地調査や復旧工法の検討を進めており、今後、復旧事業に速やかに着手し、道民の皆様の安全、安心な暮らしを確保してまいります。

次に、浸水想定区域の見直しなどについてであります。土砂災害や洪水から住民の安全を確保し、迅速かつ円滑な避難を行うためには、土砂災害警戒区域等や浸水想定区域の指定などは極めて重要と認識しております。

一方で、昨年7月の水防法改正により、浸水想定区域の指定が、想定し得る最大規模の降雨によることとされ、国管理河川では、これまでに、20河川について見直した結果を公表しており、道管理河川についても、現在、順次見直しを行っているところであります。

道といたしましては、このたびの大雨災害を踏まえ、引き続き、土砂災害警戒区域等の指定の推進に努めますとともに、国や市町村との調整を図りながら、できるだけ早期の浸水想定区域の見直しに努めてまいります。

最後に、短期貸付金の取り扱いに関し、住宅供給公社などへの貸付金についてであります。公社等に対し、毎年度、継続的に行われる短期貸し付けのうち、その返済が出納整理期間になされているものにつ

いては、国から、平成20年6月に、適正な財務処理を図るよう通知があり、平成26年8月には、不適切な取り扱いであるとして、速やかな見直しが求められたところであります。

道といたしましては、こうした不適切とされる短期貸付金に加え、毎年度の返済が年度内に行われている貸付金についても、見直す必要があると認識していたものの、道財政が多額の収支不足を抱え、財政健全化に取り組んでいる中、その財源確保が極めて困難であったことなどから、結果として、見直しには至っていないところでございます。

以上でございます。

○議長遠藤連君 菊地葉子君。

○1番菊地葉子君（登壇・拍手）（発言する者あり）指摘を交えて、再質問をいたします。

初めに、台風、大雨による被害への対策についてです。

知事から、全力で復旧、復興に取り組むと答弁がありましたが、これまで指摘してきた日常の河川管理のあり方や、今回明らかとなったさまざまな課題をよく検証し、災害対策に生かすべきです。

また、行革で自治体職員が減らされる中、被災調査やボランティアの受け入れなどに、どこのまちでも懸命に対応していましたが、災害時にも対応できる行政の体制が必要です。

激甚災害指定は復旧の始まりであり、今後も、市町村等としっかり連携して取り組んでいただきたいと申し上げておきます。

次に、原発・エネルギー政策についてです。

三反園知事は、9月14日、鹿児島県議会で所信表明をし、行政のトップの仕事は、県民の安全、安心を守ること、それが第一だと述べ、有識者による委員会の設置にも言及するとともに、原発に頼らない社会をつくっていききたいと表明されました。

高橋知事は、三反園知事の所信表明を同じ知事としてどのように受けとめたのか、伺います。

知事は、常々、原発の安全対策に終わりはないとおっしゃっていますが、それは、裏返せば、原発に対する不安と危険を永遠に住民に押しつけながら原発政策に寄り添うということなのですか、お答えください。

原発から脱却し、エネルギー政策の転換を進めるべきと考えますが、あわせて伺います。

次に、安全保障法制、いわゆる戦争法の北海道への影響についてです。

北海道を海外派兵向けの一訓練拠点にしようとする計画についての知事の認識をただしたのに対し、知事からの答弁はありませんでした。

私は、陸上自衛隊の内部文書の「陸幕施策等説明」の中で、実弾射撃訓練の実施など、高い練度を保持し得る訓練基盤の充実を行うとしていることに危機感を覚えました。

そこで伺いますが、知事は、「陸幕施策等説明」をごらんになりましたか、お答えください。

その文書で北海道に新設するとしている訓練評価支援隊の任務と特性について、知事はどのようなものと認識していますか、お答えください。

その上で、再度、北海道を海外派兵向けの一訓練拠点にしようとする計画に対する認識を的確にお答えください。

次に、T P P 批准反対についてです。

国民生活のあらゆる分野で、多国籍企業に有利なルールを押しつける T P P のもとで、本道の農林水産業の再生産が可能な確実な予算措置とは、一体どれほどの予算規模となるのでしょうか。

日本の経済主権を根こそぎ奪う T P P を前提にする限り、国民生活や第 1 次産業、地域経済が守られる保証はなく、T P P 反対を貫くべきことを指摘します。

次に、道の短期貸付金に係る不適切な取り扱い等についてです。

1 点目は、いわゆる単コロ —— 単年度転がしについてです。

知事は、今回の私の質問に対して、ようやく、他県の見直し事例を参考にし、その解消に向けた手法について、来年度の予算編成に向けて検討を進めると前向きな答弁をされました。一歩前進と評価します。

しかし、この問題の早期改善を迫ってきた我が会派としては、何度も改善の機会がありながら、また、2009 年の第 1 回臨時会で、真下議員の質問に、他にどのような手法が可能なのか検討すると答弁しながら、放置してきた知事の責任を指摘せざるを得ません。

知事は、民間企業なら粉飾決算とも見られかねない不適切な会計処理について、国の指導も議会での指摘も、事実上、無視し続けてきた事実をどう受けとめるのか、答弁を求めます。

2 点目は、見直しの時期です。

国からの通知では、単コロは速やかな見直しが強く求められ、オーバーナイトは避けるべきとされています。

先ほどの答弁では、いつまでに解消するのか、明らかではありません。いずれの会計処理についても、その解消の目標時期を明示すべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、労働委員の選任についてです。

知事は、判決の趣旨を重く受けとめ、今度こそ、労組法上の推薦制度の趣旨を尊重した委員の選任を行うことをかたく決意した答弁と受けとめました。選任結果を注視していきます。

次に、地域医療構想についてです。

幅広い関係者の方々による御議論を経てと答弁されましたが、地域医療構想について議論する調整会議で出された声をしっかり受けとめていただきたい。

日高の調整会議では、今、病床だけをとにかく減らそうというような議論だ、道は、北海道の地域医療を念頭に置いて、少しでも国に逆らうくらいの気持ちでこれから素案をつくっていただきたいとか、厚労省の土俵の上に北海道がすっかり乗って相撲をとっているような気がする、どうやったら道民が安心してこれからも住み続けることができるのかについて取り組んでほしいと訴えられています。

これらは、出席していた自治体の首長から出された意見とお聞きしています。自治体からここまでの声を出されても、なお、地域の声を反映させない地域医療構想を策定することなど、到底許されません。

北海道は、他県と違い、広域分散、積雪寒冷の地域です。本道の特性を踏まえた医療体制を整える必要があると考えますが、知事は、全国一律の計算式をそのまま当てはめて問題なしとお考えですか、それとも、北海道の条件を踏まえた地域医療構想を策定する必要があるとお考えですか、明らかにしてください。

次に、がん対策等についてです。

現在のところ、道自身が立てた目標すらも達成できていないという中で、早急に抜本的対策を立て直すことは自明のことではないでしょうか。何とかしなければならないという危機感が知事の答弁からは感じられませんでした。

とりわけ、実効性のある受動喫煙防止対策を求めたのに対し、東京五輪に向けた国の対策動向を注視すると答弁されましたが、肺がんの死亡率が第1位の北海道が国の動向を待っている場合ではありません。

本気で対策に取り組むのであれば、本道が国に先駆けて先駆的实践を行い、取り組みをリードするくらいの気概があつてしかるべきと強く指摘しておきます。

最後に、地方交通等についてです。

J R 日高線の鶴川 — 様似間について、このたびの台風による被害状況はいまだ公表されていません。放置し続ければ、さらに被害が広がることは明白です。

先延ばしになっていたこの区間の復旧工事を再開することを知事として明言すべきと考えますが、いかがか、伺います。

この間のJ R 北海道の列車の便数削減により、通学生ら交通弱者の利便が損なわれています。

J R 北海道による地域への丁寧な説明に期待し、沿線自治体任せにするのではなく、知事自身が、北海道のトップとして、道内の鉄道網を維持するべきと、国やJ R 北海道に強く求めることが必要と考えますが、知事の所見を伺います。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長遠藤連君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）菊地議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、エネルギーに関する考え方についてであります。国は、エネルギー基本計画において、原発依存度を可能な限り低減させるとしております。

私といたしましては、電力は多様な構成とする必要があると考えており、省エネ・新エネ促進条例の趣旨を踏まえ、将来、原発に依存しない北海道を目指した取り組みを進めていくことが必要と考えております。

次に、道の取り組みについてであります。電力は多様な構成とする必要があると考えているところであり、道といたしましては、今後とも、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう、道内のさまざまな資源を生かし、地産地消の取り組みを進めるなど、その導入拡大を図ってまいります。

次に、安全保障法制に関し、陸上自衛隊の訓練などについてであります。「陸幕施策等説明」は、陸上自衛隊北部方面総監部に確認したところ、陸上自衛隊が、将来の方向性について、検討段階のものを含めて説明するために内部用に作成したものと聞いております。

いずれにいたしましても、私といたしましては、本道で行う訓練は、道民の生活に不安や支障を与えることがないように実施していただきたいと考えているところであります。

次に、住宅供給公社に対する短期貸付金についてであります。この貸付金については、これまで、道議会における御議論のほか、国からは、不適切な取り扱いであるとして、速やかな見直しが求められてい

るところであります。

道といたしましても、見直すべき課題との認識はあったものの、道財政が多額の収支不足を抱え、財政健全化に取り組んでいる中、財源確保の見通しが立たず、その対応が極めて困難であったところであり、今後、しっかりと対応していかなければならないと受けとめております。

次に、短期貸付金の見直しについてであります。公社等に対する短期貸付金の見直しには、多額の一般財源負担を要することが見込まれるところでもあります。

このため、現時点で解消の時期を見通すことは困難であります。国からの通知の趣旨を踏まえ、今後、解消に向けた手法などについて、まずは検討を進めてまいります。

次に、地域医療構想についてであります。構想の策定に当たっては、各地域の地域医療構想調整会議において、厚労省令に基づき道が行った病床数の推計に加え、地域間の患者の流出や流入も見込み、医療機関相互の役割分担や連携体制など、構想を実現するための施策についても御議論いただき、このたびの素案として取りまとめたところでもあります。

道といたしましては、構想の実現に向け、引き続き、調整会議において、地域の関係者の方々のお声も十分にお聞きしながら、地域の実情を踏まえた医療提供体制の構築に取り組んでまいります。

次に、J R日高線についてであります。一連の台風により新たな被害が発生したJ R日高線の鶴川一様似間については、現在、J R北海道において、被害状況の詳細について調査を進めていると承知しておりますが、道では、J R北海道に対して、被害の早期の全容把握と、被災箇所の適正な管理を求めているところでもあります。

道といたしましては、現在、J R北海道や沿線自治体と、J R日高線の持続的な運行に向けた協議を行っているところであり、引き続き、このたびの台風による被災状況の情報共有を行いながら、協議を急いでまいります。

最後に、J R北海道への対応についてであります。鉄道は、広大な本道において、通院や通学など、道民の皆様の暮らしや産業経済を支える重要な公共交通機関であり、私といたしましては、J R北海道が拙速に路線の見直しを進めることがないように、引き続き、経営改革に向けた抜本的な対策を国に要請するとともに、道を初め、自治体と十分な協議を行うことをJ R北海道に強く求めるなど、市町村との連携協力を図りながら、道としての役割を積極的に果たしてまいります。

以上でございます。

○議長遠藤連君 菊地葉子君。

○1番菊地葉子君（登壇・拍手）（発言する者あり）指摘を交えて、再々質問をいたします。

初めに、原発・エネルギー政策についてです。

鹿児島県の三反園知事は、所信表明で、原子力発電所の安全性の確認など、原子力問題について検討するため、有識者による検討委員会を設置するとしています。

高橋知事も、第三者による原子力問題検討委員会を設け、避難計画の課題などを含め、北海道として幅広く検証すべきと考えますが、いかがですか、伺います。

次に、安全保障法制の北海道への影響についてです。

「陸幕施策等説明」においては、然別演習場では誤射と説明された実弾発射が、今後は実弾演習として実施されるような内容になっています。

このように、北海道が訓練基地の一大拠点とされることに知事は明確に反対すべきと指摘します。

折しも、今月25日から28日まで、小樽市のドリームビーチで、陸上自衛隊北部方面隊総合戦闘力演習における水陸両用施設作業訓練が実施されると聞いています。水難救助要領の検討実施というのが名目ですが、消防や自治体と一緒に実施するわけでもなく、自衛隊単独での水陸両用車を使った訓練と聞いています。

一般市民が楽しむ海水浴場での、自衛隊という実行部隊の進入から離脱までの一貫した、海岸地域での航行技術の向上の訓練は、軍事訓練と受け取られかねないのではないのでしょうか。住民にとっては不安であり、既に反対の声が上がっていることを指摘します。

次に、道の短期貸付金に係る不適切な取り扱い等についてです。

知事は、単年度転がしについては見直すと言うだけで、いわゆるオーバーナイトも含めて、いつまでに、どのような形で見直すかについては、再質問に対しても明確な答弁はありませんでした。

これは、588億円という金額が道財政にとってどれだけ重い負担であったかの証明でもあります。

これまで、第三セクターの厳しい実態を隠し続けてきたこととともに、歴代の知事の責任、その中でも、総務省の、速やかに見直すべき、早期に解消すべきなどの強い指導までも無視し続けてきた高橋知事の責任は極めて重大です。

また、総務部長ら、国からの出向者の責任も重いものがあります。北海道には、代々、総務省から総務部長や財政課長が出向してきています。これらの方々が道の不適切な会計処理にどのように対応をされてきたのか、ならぬものはならぬと厳しく対処したのか、仕方がないと道の説明を容認したのか、どんな役割を果たしたのかも問われています。

いずれにしても、記者会見でマスコミに、見直すことを約束したからといって、道議会で丁寧な説明をおろそかにしてはなりません。そのことを強く指摘しておきます。

最後に、地方交通等についてです。

J R 日高線の災害復旧工事を放置したまま、J R 北海道は、年間で13億4000万円、1自治体当たり約2億円の維持費を要求するなど、弱い者いじめの典型と言わざるを得ません。

私が耳を疑うのは、知事が、記者会見で、「大変大きな金額でございますし、これからもさらなる議論が必要だと思うわけであります。」と、全く他人ごとのような発言をしたことです。

財政が極めて厳しい地方自治体がこんな法外な金額を出せないことは明らかではないですか。なぜ、自治体を守ろうという姿勢がないのか、甚だ疑問です。

自治体と一緒にあってJ R 日高線を守ろうという立場に知事は本気で立っているのか、伺います。

各地域からの要望にもあるとおり、北海道の交通ネットワークの基軸である鉄道網の確保を求める要請を知事は重く受けとめるべきです。

知事は、地方交通の確保に向け、道の役割を果たすと答弁されてきましたが、なぜ、鉄道を守ると断言できないのですか。北海道知事として、地元自治体と一緒に、断固、鉄道は守るとの立場で頑張り抜く覚



悟はあるのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長遠藤連君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）菊地議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、泊発電所の原子力防災対策についてであります。今年2日、国、道、UPZの13町村及び事業者による地域原子力防災協議会において、原子力災害時の初動対応などを規定する緊急時対応を策定したところであり、道といたしましては、今後とも、関係自治体を初め、防災関係機関と連携協力しながら、原子力防災対策について不断に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、JR日高線についてであります。JR日高線については、国、道、JR北海道の3者が、復旧を目指すとの共通認識のもと、議論を進めてきた中で、運行再開に向けた、持続的な運行のための仕組みづくりが必要とのJR北海道の提案があり、現在、沿線自治体の皆様方とともに協議を重ねているところであります。

道といたしましては、引き続き、このたびの台風被害の情報も共有しながら、沿線自治体の皆様方と一層連携して、今後の協議を急いでまいります。

最後に、JR北海道の事業範囲の見直しについてであります。JR北海道が、今後とも見込まれる巨額の経常赤字を線区の見直しだけで解消しようとするれば、本道の公共交通ネットワークに重大な影響を及ぼすことになるかと危惧しているところであり、私といたしましては、こうした観点から、JR北海道が拙速に見直しを行うことがないよう、道を初め、自治体との十分な協議を行うことを強く求めるなど、市町村との連携協力を図りながら、道としての役割を積極的に果たしてまいります。

以上であります。